

## 製品安全データシート

## 製造者情報

会社 積水化学工業株式会社  
 住所 大阪市北区西天満2丁目4番4号  
 担当部門 高機能プラスチックカンパニー接着剤事業部  
 電話番号 06-6365-4531  
 FAX番号 06-6365-4383  
 緊急連絡先 積水化学工業株式会社 滋賀水口工場  
 住所 滋賀県甲賀郡水口町大字泉  
 担当部門 接着剤製造部接着剤技術課  
 電話番号 0748-62-8154  
 FAX番号 0748-62-8174

作成日 1996年 4月 1日  
 前改訂日 2001年 3月 18日  
 改訂日 2001年 3月 27日

整理番号EPO-501

製品名 (化学名、商品名等) エスダインジョイナーW (一般用) 主剤  
 エスダインジョイナーW (一般用) ブルー 主剤  
 エスダインジョイナーW (一般用) ブラック 主剤

物質の特定 単一製品・混合物の区別：混合物

化学名：エポキシ樹脂化合物

有害成分及び含有量

成分	CAS No.	各成分含有量	PRTR法 指定化学物質		労働安全衛生法 通知物質 第57条の2第1項	毒物及び 劇物取締り法
			一類	二類		
ビスフェノールA型エポキシ樹脂	25068-38-6	46%	Na30	—	—	—
酸化チタン	13463-67-7	1~10%	—	—	通知物質	—

国連分類 : 分類基準に該当しない。  
 国連番号 : 分類基準に該当しない。

危険有害性の分類 分類の名称 : 分類基準に該当しない。  
 危険性 : 僅かに引火性がある。  
 有害性 : 皮膚、眼、に対し弱い刺激性あり。人により感作性皮膚炎を生じる事がある。

応急措置 目に入った場合 : 多量の水でよく洗い流す。異常のある場合は直ちに眼科医の診断を受ける。  
 皮膚に付着した場合 : すぐに拭き取り、石鹸水と湯などで洗い流す。かゆみ、炎症が出た場合は、速やかに医師の診断を受ける。  
 吸入した場合 : 硬化剤との混合物の蒸気を含め、温度上昇時に生じる蒸気を吸入して、かゆみ等の異常が生じた場合、速やかに医師の診断を受ける。  
 飲み込んだ場合 : ぬるめの食塩水を飲ませて吐き出させ、医師の診断を受ける。

火災時の措置 消火方法 : 粉末、炭酸ガス等により風上から作業する。  
 消火剤 : 粉末、炭酸ガス (ABC型)

漏出時の措置 漏出時はウェス、砂などに吸収させ、蓋付きの容器等に回収する。  
 取扱い及び 取扱い : 直接人体に触れないよう、不浸透性の手袋等の保護具を着用する。  
 直接手で取り扱うような作業方法は避ける。

保管上の注意 作業終了後は、手洗い、うがいを十分に行う。  
 保管 : 密閉容器に入れ、冷暗所に保管する。

暴露防止措置	管理濃度	: 設定されていない。
	許容濃度	: 日本産業衛生学会 ... 設定されていない。 ACGIH ... 設定されていない。
設備対策	: 混合、注入、塗布、接着工程等の作業場には、局所排気装置（加熱工程の蒸気発散源には、ブース式又は囲い式フード）を設置する。	
保護具	呼吸用保護具	: 状況に応じて着用する。
	保護眼鏡	: 必ず着用する。
	保護手袋	: ゴム手袋を着用する。
	保護衣	: 皮膚に触れないような処置を行う。

## 物理/化学的性質

品 番	外 観	比重(20℃)	揮発性	溶解度
ジョイナーW (一般用) 主剤 (A)	灰白色パテ状	1.60~1.90	僅かにあり	水に不溶
ジョイナーW (一般用) ブルー 主剤 (A)	灰白色パテ状	1.60~1.90	僅かにあり	水に不溶
ジョイナーW (一般用) ブラック 主剤 (A)	灰白色パテ状	1.60~1.90	僅かにあり	水に不溶

## 危険性情報

品 番	引火点 (℃)	安定性・反応性
ジョイナーW (一般用) 主剤 (A)	約220以上	安定な物質である。
ジョイナーW (一般用) ブルー 主剤 (A)	約220以上	安定な物質である。
ジョイナーW (一般用) ブラック 主剤 (A)	約220以上	安定な物質である。

## 有害性情報

皮膚腐食性	: データなし
刺激性 (皮膚、眼)	: 皮膚、眼、粘膜に刺激性あり。 硬化剤との混合物に対して下記労働省通達あり 「労働基準局長通達 昭和51年6月23日付け基発第477号」 エポキシ樹脂の硬化による健康障害の防止について
急性毒性 (50%致死量等を含む)	: ラット 経口 LD <sub>50</sub> 4, 800mg/kg

環境影響情報 現在の所見なし。

廃棄上の注意 乾燥させていない物は特別管理産業廃棄物の廃油と廃プラスチックの混合物となる。従って特別管理産業廃棄物の許可を受けた専門業者に委託して処理する。又は、エポキシ樹脂と反応させて固化させた後に廃プラスチックとして、産業廃棄物の許可を受けた専門業者に委託して処理する。

輸送上の注意 取扱い及び保管上の注意の項の記載による。

主な適用法令	・消防法	: 規制物質ではない
	・化学物質管理促進法 (PRTR法)	: 第1種指定化学物質
	・労働安全衛生法	: 通知対象物
	・毒劇物取締法	: 規制物質ではない
	・化審法	: 規制物質ではない
	・有機溶剤中毒予防規制	: 規制物質ではない

その他 危険・有害性の評価は必ずしも充分でないので取り扱いには充分注意して下さい。

その他参考文献 使用の際には必ず下記の文献をお読み下さい。

「エポキシ樹脂及び硬化剤の正しい取扱の手引き」